

設計業務等共通仕様書（案）【第1編 共通編】 新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	
<p>第1102条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。 2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。 3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。 4. 本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。 5. 本仕様で規定されている主任調査員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 6. 本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。 8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。 	<p>第1102条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。 2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。 3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。 4. 本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。 5. 本仕様で規定されている主任調査員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 6. 本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。 8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。 	

設計業務等共通仕様書（案）【第1編 共通編】新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
<p>をいう。</p> <p>11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>13. 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）、別冊土木設計業務等委託契約書をいう。</p> <p>14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>22. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p>24. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>25. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>26. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>27. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p>	<p>をいう。</p> <p>11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>13. 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）、別冊土木設計業務等委託契約書をいう。</p> <p>14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>22. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p>24. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>25. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>26. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>27. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p>	

設計業務等共通仕様書（案）【第1編 共通編】 新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
<p>31. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>33. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>34. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>36. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>38. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が請負者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>あ 39. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>31. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>33. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>34. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>36. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>38. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>39. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>用語の統一</p>
<p>第 1107 条 管理技術者</p> <p>1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p> <p>6. 管理技術者は、第 1107 条第 4 項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。</p>	<p>第 1107 条 管理技術者</p> <p>1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p> <p>6. 管理技術者は、第 1108 条第 5 項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。</p>	<p>引用条項の修正</p>

設計業務等共通仕様書（案）【第1編 共通編】新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
<p>第 1108 条 照査技術者及び照査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。 	<p>第 1108 条 照査技術者及び照査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCM（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者でなければならない。 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。 	<p>・管理技術者および照査技術に求めていた「業務経験」※については、現在廃止されているため削除。 （管理技術者の記載は、削除済み） ※H13 年度以降の技術士試験合格者は、13 年以上の実務経験が必要である旨を特記に記載。</p>
<p>第 1110 条 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。 例：【低】○○○○業務 	<p>第 1110 条 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き 10 日以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。 例：【低】○○○○業務 	<p>用語の統一</p>

設計業務等共通仕様書（案）【第1編 共通編】新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
<p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	
<p>第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。</p>	<p>第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。</p>	用語の統一
<p>第 1137 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。</p> <p>(契約終了時等における行政情報の返却)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管</p>	<p>第 1137 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>(契約終了時等における行政情報の返却)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管</p>	行政情報流出防止対策は、社員に限らず、再委託先業者も含め、遵守すべき事項であるため、受注者の社員に対する指導と同様に、再委託先業者等に対しても、指導が必要。

設計業務等共通仕様書（案）【第1編 共通編】 新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
<p>理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策 (電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保) 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。 イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用 ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用 ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存 ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送 ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送 (事故の発生時の措置) 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。 3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>	<p>理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策 (電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保) 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。 イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用 ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用 ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存 ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送 ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送 (事故の発生時の措置) 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。 3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>	
<p>第 1209 条 設計業務の条件 1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。 2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。 3. 受注者は、本条 2 項において、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。 4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。 5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。 6. 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、J A S の規格品及びこれと同等品</p>	<p>第 1209 条 設計業務の条件 1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。 2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。 3. 受注者は、本条 2 項において、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。 4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。 5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。 6. 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、J A S の規格品及びこれと同等品以上とするものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書（案）【第1編 共通編】新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
<p>以上とするものとする。</p> <p>7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p> <p>8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p>9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。 また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。</p> <p>10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。</p> <p>11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト削減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト削減提案を行うものとする。 この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト削減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。 また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	<p>7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p> <p>8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p>9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。 また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。</p> <p>10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。</p> <p>11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト削減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト削減提案を行うものとする。 この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト削減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。 また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	<p>NETIS 登録技術の中から、技術の位置づけにとらわれず、幅広く有用な新技術の活用を進めるため。</p>

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

(旧) 平成24年度版				(新) 平成25年度版			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕共通				〔1〕共通			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2	2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11	3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11
4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版	4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針 -平成21年 改訂版-	全日本建設技術協会	H22.4	5	土木工事安全施工技術指針 -平成21年 改訂版-	全日本建設技術協会	H22.4
6	土木工事安全施工技術指針の解説 -平成13年改訂版-	全日本建設技術協会	H13.12	6	土木工事安全施工技術指針の解説 -平成13年改訂版-	全日本建設技術協会	H13.12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H5.2	7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H5.2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3	8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械化協会	H12.3	9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械化協会	H12.3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	H23.4	10	土木工事共通仕様書	国土交通省	H25.3
11	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16.6	11	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16.6
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11	12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11
13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20.12	13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20.12
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	H23.4	14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	H25.3
15	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日本測量協会	H21.2	15	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日本測量協会	H24.10
16	測量成果電子納品要領(案)	国土地理院	H20.12	16	測量成果電子納品要領(案)	国土地理院	H20.12
17	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11	17	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
18	基本水準点の 2000 年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5	18	基本水準点の 2000 年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
19	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H20.4	19	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H24.11
20	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	国土交通省	H21.6	20	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	国土交通省	H21.6

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

No.	(旧) 平成24年度版			No.	(新) 平成25年度版		
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月
21	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	国土交通省	H21.6	21	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	国土交通省	H21.6
22	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	国土交通省	H22.8	22	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	国土交通省	H22.8
23	2007年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H20.3	23	2007年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H20.3
24	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19.3	24	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19.3
25	2007年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H20.3	25	2007年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H20.3
26	2010年制定 コンクリート標準示方書【規準編】(2冊分)	土木学会	H22.11	26	2010年制定 コンクリート標準示方書【規準編】(2冊分)	土木学会	H22.11
27	2007年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H20.3	27	2007年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H20.3
28	2007年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H20.3	28	2007年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H20.3
29	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国土交通省	H20.5	29	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国土交通省	H20.5
30	CAD製図基準(案)	国土交通省	H20.5	30	CAD製図基準(案)	国土交通省	H20.5
31	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国土交通省	H21.6	31	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国土交通省	H21.6
32	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H22.9	32	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H22.9
33	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書(改訂版)	日本建設情報総合センター	H11.5	33	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書(改訂版)	日本建設情報総合センター	H11.5
34	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4	34	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4
35	2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	土木学会	H18.7	35	2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	土木学会	H18.7
36	2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	土木学会	H18.7	36	2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	土木学会	H18.7
37	2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土木学会	H18.7	37	2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土木学会	H18.7
38	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	38	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3
39	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2	39	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2
40	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会	H13.7	40	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会	H13.7
41	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械化協会	H16.12	41	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械化協会	H16.12

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

(旧) 平成24年度版				(新) 平成25年度版			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
42	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11	42	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11
43	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2000)	地盤工学会	H12.3	43	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2000)	地盤工学会	H12.3
44	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5	44	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5
45	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	45	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9
46	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9	46	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9
47	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10	47	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
48	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3	48	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3
49	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元.6	49	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元.6
50	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行	50	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
51	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	51	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
52	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6	52	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6
53	煙・熱感知運動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7	53	煙・熱感知運動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
54	高圧受電設備規程	日本電気協会	H20.9	54	高圧受電設備規程	日本電気協会	H20.9
55	防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置- 2004年版	日本電設工業協会	H16.9	55	防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置- 2004年版	日本電設工業協会	H16.9
56	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・ 昇降機センター	H7.8	56	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・ 昇降機センター	H7.8
57	日本建設機械要覧 2010年版	日本建設機械化協会	H22.3	57	日本建設機械要覧 2010年版	日本建設機械化協会	H22.3
58	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13.2	58	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13.2
59	建設発生土利用技術マニュアル 第3版	土木研究センター	H16.9	59	建設発生土利用技術マニュアル 第3版	土木研究センター	H16.9
60	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14.11	60	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14.11
61	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行	61	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
62	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20.3	62	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20.3

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

(旧) 平成24年度版				(新) 平成25年度版			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
63	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】第2.1版	国土地理院	H21.10	63	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】第2.1版	国土地理院	H21.10
64	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H8.10	64	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5
65	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11	65	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11
66	猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて)	日本鳥類保護連盟	H15.7	66	猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて)	日本鳥類保護連盟	H15.7
67	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3	67	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3
68	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H11.6	68	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H11.6
69	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4	69	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4
70	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver.3.0	環境省 水・大気環境局	H23.10	70	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver.3.0	環境省 水・大気環境局	H23.10
71	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11	71	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
72	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H21.12	72	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H21.12
73	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGISVer2.1	国土地理院	H21.7	73	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGISVer2.1	国土地理院	H21.7
74	基準点測量製品仕様書(詳細版)、(簡易版)	国土地理院	H22.7、 H22.3	74	基準点測量製品仕様書(詳細版)、(簡易版)	国土地理院	H24.6
75	水準測量(新設・復旧)製品仕様書(詳細版)、(簡易版)	国土地理院	H22.3	75	水準測量(新設・復旧)製品仕様書(詳細版)、(簡易版)	国土地理院	H24.6
76	水準測量(改測・地盤変動)製品仕様書(詳細版)、(簡易版)	国土地理院	H22.3	76	水準測量(改測・地盤変動)製品仕様書(詳細版)、(簡易版)	国土地理院	H24.6
77	地図情報レベル 1000 データ作成の製品仕様書(案)第1.0版	国土地理院	H20.3	77	地図情報レベル 1000 データ作成の製品仕様書(案)第1.0版	国土地理院	H20.3
78	写真地図作成の製品仕様書(案)	国土地理院	H21.6	78	写真地図作成の製品仕様書(案)	国土地理院	H24.2
79	路線測量製品仕様書	国土地理院	H21.3	79	路線測量製品仕様書	国土地理院	H24.2
80	河川測量製品仕様書	国土地理院	H21.3	80	河川測量製品仕様書	国土地理院	H24.2
81	用地測量製品仕様書	国土地理院	H21.3	81	用地測量製品仕様書	国土地理院	H24.2
82	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	H23	82	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	H25
83	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	H20	83	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	H25

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

(旧) 平成24年度版				(新) 平成25年度版			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
[2]河川・海岸・砂防・ダム関係				[2]河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9	1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源環境整備センター	H12.12	2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源環境整備センター	H12.12
3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6	3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4	4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4
5	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H9.10	5	河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H24.6
6	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17.11	6	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17.11
7	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)設計編(Ⅰ・Ⅱ)	日本河川協会	H9.10	7	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)設計編(Ⅰ・Ⅱ)	日本河川協会	H9.10
8	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1	8	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1
9	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案)解説と設計事例	日本河川協会	H19.9	9	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案)解説と設計事例	日本河川協会	H19.9
10	流域貯留施設等技術指針(案)ー増補改訂版ー	雨水貯留浸透技術協会	H19.4	10	流域貯留施設等技術指針(案)ー増補改訂版ー	雨水貯留浸透技術協会	H19.4
11	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19.9	11	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19.9
12	数字で見る港湾2011	日本港湾協会	H23.7	12	数字で見る港湾2011	日本港湾協会	H23.7
13	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)ー付解説ー ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)ー付解説ー ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19.9 H19.6 H22.4	13	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)ー付解説ー ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)ー付解説ー ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19.9 H19.6 H22.4
14	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	14	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
15	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4	15	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4
16	ダム・堰施設技術基準(案)改訂新版	国土交通省	H21.6	16	ダム・堰施設技術基準(案)改訂新版	国土交通省	H21.6
17	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12	17	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
18	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10	18	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10
19	防災調節池等技術基準(案)解説と設計事例 増補改訂(一部修正版)	日本河川協会	H19.9	19	防災調節池等技術基準(案)解説と設計事例 増補改訂(一部修正版)	日本河川協会	H19.9
20	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13.2	20	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13.2

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

No.	(旧) 平成24年度版			No.	(新) 平成25年度版		
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月
21	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版)	全国海岸協会	H16.6	21	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版)	全国海岸協会	H16.6
22	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3	22	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3
23	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8	23	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8
24	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H22.6	24	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H22.6
25	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5	25	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5
26	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1	26	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1
27	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3	27	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3
28	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11	28	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11
29	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6	29	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6
30	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	30	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
31	平成18年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	リバーフロント整備センター	H18.3	31	平成18年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	リバーフロント整備センター	H18.3
32	平成18年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	ダム水源地環境整備センター	H18.3	32	平成18年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	ダム水源地環境整備センター	H18.3
33	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—	33	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—
34	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19.11	34	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19.11
35	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3	35	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3
36	漁港・漁場の施設の設計の手引2003年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15.10	36	漁港・漁場の施設の設計の手引2003年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15.10
37	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52.3	37	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52.3
38	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行	38	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
39	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H元.4	39	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H元.4
40	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2	40	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2
41	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9	41	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

No.	(旧) 平成24年度版			No.	(新) 平成25年度版		
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月
42	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6	42	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6
43	河川構造物設計業務ガイドライン (護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10	43	河川構造物設計業務ガイドライン (護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10
44	河川構造物設計業務ガイドライン (樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	44	河川構造物設計業務ガイドライン (樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
45	河川構造物設計業務ガイドライン (堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	45	河川構造物設計業務ガイドライン (堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
46	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14.1	46	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14.1
47	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	47	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
48	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3	48	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3
49	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1	49	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1
50	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16.3	50	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16.3
51	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17.4	51	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17.4
52	港湾調査指針(改訂)	日本港湾協会	S62.6	52	港湾調査指針(改訂)	日本港湾協会	S62.6
53	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3	53	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3
54	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10	54	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10
55	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3	55	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3
56	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1	56	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1
57	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11	57	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11
58	漁港海岸事業設計の手引 平成8年度版	全国漁港協会	H8.9	58	漁港海岸事業設計の手引 平成8年度版	全国漁港協会	H8.9
59	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8	59	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8
60	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9	60	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9
61	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1	61	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1
62	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10	62	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

No.	(旧) 平成24年度版			No.	(新) 平成25年度版		
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月
63	ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター	S55.6	63	改訂 ダム貯水池水質調査要領	ダム水源地環境整備センター	H8.1
64	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7	64	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7
65	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21.9	65	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21.9
66	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策基本計画検討委員会	H元.9	66	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策基本計画検討委員会	H元.9
67	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4	67	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4
68	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20.5	68	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20.5
69	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19.9	69	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19.9
70	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4	70	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4
71	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6	71	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6
72	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6	72	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6
73	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.8	73	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.8
74	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7	74	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7
75	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23.3	75	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23.3
76	ダムの地質調査	土木学会	S62.6	76	ダムの地質調査	土木学会	S62.6
77	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4	77	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4
78	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12	78	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12
79	軟岩の調査・試験の指針(案)~1991年版~	土木学会	H4.12	79	軟岩の調査・試験の指針(案)~1991年版~	土木学会	H4.12
80	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5	80	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5
81	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10	81	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
82	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8	82	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8
83	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	H19.3	83	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	H19.3

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

(旧) 平成24年度版				(新) 平成25年度版			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
84	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2	84	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2
85	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18.1	85	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18.1
86	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H18.6	86	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H18.6
87	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8	87	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8
88	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3	88	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3
89	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	—	89	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	—
	(追加)				試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10
	(追加)				台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24.6
	(追加)				改訂版 巡航RCD工法施工技术資料	ダム技術センター	H24.2
	(追加)				貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H21.7
	(追加)				活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18.3
90	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9	90	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9
91	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5	91	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5
92	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H19.3	92	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H19.3
93	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H19.3	93	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H19.3
[3]道路関係				[3]道路関係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9	1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧(1992年版)	道路環境研究所	H4.9	2	道路環境影響評価要覧(1992年版)	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16.2	3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16.2
4	第7次改訂 道路技術基準通達集 — 基準の変遷と通達 —	ぎょうせい	H14.3	4	第7次改訂 道路技術基準通達集 — 基準の変遷と通達 —	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程 — 運用と解説 —	日本林道協会	H23.9	5	林道規程 — 運用と解説 —	日本林道協会	H23.9

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

No.	(旧) 平成24年度版			No.	(新) 平成25年度版		
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月
6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編)	国土交通省	-	6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編)	国土交通省	-
7	全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査(調査編)	国土交通省	-	7	全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査(調査編)	国土交通省	-
8	全国道路街路交通情勢調査実施要綱 駐車場調査(調査編)	国土交通省	-	8	全国道路街路交通情勢調査実施要綱 駐車場調査(調査編)	国土交通省	-
9	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2	9	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
10	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10	10	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
11	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3	11	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
12	交通工学ハンドブック2008 DVD-ROM版	交通工学研究会	H20.7	12	交通工学ハンドブック2008 DVD-ROM版	交通工学研究会	H20.7
13	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8	13	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
14	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9	14	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
15	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2	15	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2
16	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010	16	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
17	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19.7	17	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19.7
18	平面交差の計画と設計-応用編-2007	交通工学研究会	H19.10	18	平面交差の計画と設計-応用編-2007	交通工学研究会	H19.10
19	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1	19	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1
20	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12	20	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
21	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H23.12	21	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H23.12
22	道路環境影響評価の技術手法 I・II・III 2007改訂版	道路環境研究所	H19.9	22	道路環境影響評価の技術手法 I・II・III 2007改訂版	道路環境研究所	H19.9
23	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6	23	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
24	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21.6	24	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21.6
25	道路土工盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22.4	25	道路土工盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22.4
26	道路土工軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	S61.11	26	道路土工軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24.7

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

No.	(旧) 平成24年度版			No.	(新) 平成25年度版		
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月
27	道路土工－仮設構造土工指針	日本道路協会	H11.3	27	道路土工－仮設構造土工指針	日本道路協会	H11.3
28	道路土工－擁壁工指針	日本道路協会	H11.3	28	道路土工－擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24.7
29	道路土工－カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22.3	29	道路土工－カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22.3
30	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H14.10	30	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H14.10
31	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H15.11	31	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H15.11
32	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H12.2	32	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H12.2
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23.3	33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23.3
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11.3	34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11.3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3	35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3	36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3
37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H3.10	37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H3.10
38	のり砕工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H18.11	38	のり砕工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H18.11
39	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編)	日本道路協会	H24.3	39	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編)	日本道路協会	H24.3
40	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編)	日本道路協会	H24.3	40	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編)	日本道路協会	H24.3
41	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H24.3	41	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H24.3
42	道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)	日本道路協会	H24.3	42	道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)	日本道路協会	H24.3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3	43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8	44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8
45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60.2	45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60.2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1	46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1
47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19.1	47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19.1

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

No.	(旧) 平成24年度版			No.	(新) 平成25年度版		
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月
48	杭基礎施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H19.1	48	杭基礎施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H19.1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12	49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12
	(追加)				斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.4
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1	50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6.2	51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6.2
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1	52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1
53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10	53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5.4	54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5.4
55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H5.5	55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H5.5
56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11	56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11
57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16.4	57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16.4
58	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17.12	58	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17.12
59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 一塗膜劣化程度標準写真帳一	日本道路協会	H2.6	59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 一塗膜劣化程度標準写真帳一	日本道路協会	H2.6
60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H9.5	60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H9.5
61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2	61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3.7	62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3.7
63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4	63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2	64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2
65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3	65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3
66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62.1	66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62.1
67	鋼構造架設設計施工指針[2001年版]	土木学会	H14.4	67	鋼構造架設設計施工指針[2001年版]	土木学会	H14.4

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

No.	(旧) 平成24年度版			No.	(新) 平成25年度版		
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月
68	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3	68	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3
69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7	69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7
70	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.7 S56.6 H4.5	70	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.7 S56.6 H4.5
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版) 平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10	71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版) 平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11	72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10	73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10
74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H5.11	74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H5.11
75	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2	75	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10	76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10
77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2	77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2
78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9	78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9
79	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18.2	79	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18.2
80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H8.11	80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H8.11
81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H2.11	81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H2.11
82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12	82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12
83	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2	83	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
84	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2	84	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10	85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10
86	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11	86	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11
87	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9	87	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9
88	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9	88	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

No.	(旧) 平成24年度版			No.	(新) 平成25年度版		
	名称	編集又は発行所名	発行年月		名称	編集又は発行所名	発行年月
89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.6	89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.6
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7	90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60.9	91	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60.9
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19.3	92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19.3
93	設計要領第一集 舗装編	NEXCO	H23.7	93	設計要領第一集 舗装編	NEXCO	H24.7
94	構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成13年版	公共建築協会	H13.4	94	構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成13年版	公共建築協会	H13.4
95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5	95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5
96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62.1	96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62.1
97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11	97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11
98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7	98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7
99	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22.1	99	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22.1
100	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18.9	100	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18.9
101	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H19.3	101	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H19.3
102	落石対策便覧	日本道路協会	H12.6	102	落石対策便覧	日本道路協会	H12.6
103	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12	103	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12
104	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5	104	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5
105	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3	105	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3
106	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3	106	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3
107	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10	107	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
108	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8	108	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8
109	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20.1	109	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20.1

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

(旧) 平成24年度版				(新) 平成25年度版			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
110	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3	110	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3
111	改訂 路面表示設置の手引 第4版	交通工学研究会	H20.12	111	改訂 路面表示設置の手引 第4版	交通工学研究会	H20.12
112	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62.1	112	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62.1
113	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10	113	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
114	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10	114	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
115	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20.8	115	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20.8
	(追加)				LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H23.9
116	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12	116	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
117	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9	117	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9
118	道路標識ハンドブック (2004年版)	全国道路標識・標示業協会編	H16.8	118	道路標識ハンドブック (2004年版)	全国道路標識・標示業協会編	H16.8
119	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会編	H13.12	119	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会編	H13.12
120	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H4.11	120	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H4.11
121	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9	121	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9
122	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17.7	122	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17.7
123	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、 国土技術政策総合研究所	H21.6	123	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、 国土技術政策総合研究所	H21.6
124	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1	124	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1
125	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8.8	125	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8.8
126	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H8.8	126	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H8.8
127	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8.12	127	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8.12
128	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19.9	128	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19.9
	(追加)				橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3

設計業務等共通仕様書(案) 主要技術基準及び参考図書 新旧対照表

H25.3現在

(旧) 平成24年度版				(新) 平成25年度版			
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
	(追加)				橋梁定期点検要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3
	(追加)				橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3
[4]電気・機械・設備等				[4]電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—	1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	解説 電気設備の技術基準 最終改正 平成23年7月 解釈改正	経済産業省原子力安全・保安院	H23.7	2	解説 電気設備の技術基準 最終改正 平成23年7月 解釈改正	経済産業省原子力安全・保安院	H23.7
3	内線規程 JEAC 8001-2005	日本電気協会	H17.9	3	内線規程 JEAC 8001-2011	日本電気協会	H24.2
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成23年版	建設電気技術協会	H23.3	4	電気通信設備工事共通仕様書 平成25年版	国土交通省	H25.3
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成22年版	建設電気技術協会	H22.9	5	電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版	国土交通省	H25.3
6	建築設備設計基準 平成21年版	国土交通省	H21.3	6	建築設備設計基準 平成21年版	国土交通省	H21.3
7	公共建築工事標準仕様書 [建築工事編] 平成22年版	国土交通省	H22.3	7	公共建築工事標準仕様書 [建築工事編] 平成22年版	国土交通省	H22.3

設計業務等共通仕様書（案）【第6編 道路編】 新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
<p style="text-align: center;">第6編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第4章 道路設計</p> <p>第2節 道路設計 第6408条 道路詳細設計 2. 業務内容 (8) 用排水計画 (なし)</p> <p>(9) 施工計画 (10) 設計図 (11) 数量計算 (12) 照査 (13) 報告書作成</p>	<p style="text-align: center;">第6編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第4章 道路設計</p> <p>第2節 道路設計 第6408条 道路詳細設計 2. 業務内容 (8) 用排水計画 (9) 舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性(ライフサイクルコスト)等を考慮し、舗装(アスファルト舗装/コンクリート舗装等)の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。 (10) 施工計画 (11) 設計図 (12) 数量計算 (13) 照査 (14) 報告書作成</p>	<p>追加 舗装工設計を明記している部分がないため。</p> <p>変更(付番) 変更(付番) 変更(付番) 変更(付番) 変更(付番)</p>

設計業務等共通仕様書（案）【第6編 道路編】 新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版					(新) 平成 25 年度版					改定理由
第 8 節 成果品					第 8 節 成果品					
第 6427 条 成果品 表 6.4.1 道路設計成果品一覧表					第 6427 条 成果品 表 6.4.1 道路設計成果品一覧表					
設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要	設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要	
道路詳細設計	平面設計	路線図	1:2500~1:50000	市販地図等	道路詳細設計	平面設計	路線図	1:2500~1:50000	市販地図等	
		平面図	1:500 または 1:1000				平面図	1:500 または 1:1000		
	縦断設計	縦断図	V=1::200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500	地形条件等必要に応じて縮尺を変更可 V=1:100 H=1:1000 等	縦断設計	縦断設計	縦断図	V=1::200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500	地形条件等必要に応じて縮尺を変更可 V=1:100 H=1:1000 等	
			標準横断図	1:50 または 1:100				横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100
	横断設計	土積図	縦断図 V=1:400 H=1:2000 土積図 H=1:2000 V=1cm を 10000 m ² または 20000 m ²	適宜	横断設計	土積図	縦断図 V=1:400 H=1:2000 土積図 H=1:2000 V=1cm を 10000 m ² または 20000 m ²	適宜		
			横断図	1:100 または 1:200			横断図	1:100 または 1:200		
			構造物設計	詳細図			適宜	構造物設計	詳細図	適宜
	仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜		仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜			
	用排水設計	用排水系統図	1:500 または 1:1000		用排水設計	用排水系統図	1:500 または 1:1000			
			詳細図	適宜			特殊形状	詳細図	適宜	特殊形状
			流量計算書	—				流量計算書	—	
数量計算	数量計算書	—		数量計算	数量計算書	—				
報告書	報告書	—		報告書	報告書	—				
注) 道路概略設計、道路予備設計(A)及び予備設計修正は省略					注) 道路概略設計、道路予備設計(A)及び予備設計修正は省略					

設計業務等共通仕様書（案）【第6編 道路編】 新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
<p style="text-align: center;">第 7 章 トンネル設計</p> <p>第 2 節 トンネル設計 第 6704 条 山岳トンネル詳細設計 2. 業務内容 (9) 舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理等を考慮し、トンネル内舗装の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 トンネル設計</p> <p>第 2 節 トンネル設計 第 6704 条 山岳トンネル詳細設計 2. 業務内容 (9) 舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、トンネル内舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p>	<p>舗装工設計における、比較検討の具体的な内容を明記。</p>
<p style="text-align: center;">第 9 章 道路施設点検</p> <p>第 1 節 道路施設点検の種類 第 6901 条 道路施設点検の種類 道路施設点検の種類は以下のとおりとする。 (1) 道路防災カルテ点検</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 道路施設点検</p> <p>第 1 節 道路施設点検の種類 第 6901 条 道路施設点検の種類 道路施設点検の種類は以下のとおりとする。 (1) 道路防災カルテ点検 (2) 橋梁定期点検</p>	<p>「橋梁定期点検」業務の追加</p>
<p>(なし)</p>	<p>第 3 節 橋梁定期点検 橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領（案）」（以下「定期点検要領」という。）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」（以下「第三者要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。</p> <p>第 6903 条 橋梁定期点検 1. 業務目的 橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。 2. 業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 計画準備 1) 業務計画書 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 ① 安全管理計画 2) 実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をし</p>	

設計業務等共通仕様書（案）【第6編 道路編】 新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
	<p>たうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。</p> <p>①業務内容 ②対象橋梁位置図 ③現地踏査の調査記録 ④業務実施方針 ⑤実施体制 ⑥実施工程表</p> <p>⑦仮設備計画 ⑧使用建設機械 ⑨安全管理計画（交通規制含む） ⑩環境対策 ⑪連絡体制（緊急時含む。）</p> <p>実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。</p> <p>3) 部材番号図等の整備 受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 1) 現地踏査の内容 受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水樹あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、調査職員と協議するものとする。</p> <p>2) 緊急対応が必要な場合の報告 受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。</p> <p>(3) 橋梁点検員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め調査職員に提出するものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。</p> <p>(4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。</p> <p>1) 近接目視点検 点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。</p> <p>2) 損傷程度の評価 点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。</p> <p>3) 定期点検結果の記録 定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検調書を作成する</p>	

設計業務等共通仕様書（案）【第6編 道路編】 新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
	<p>ものとする。</p> <p>4) 緊急対応が必要な場合の報告 点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。</p> <p>(5) 第三者被害予防措置 受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。</p> <p>1) 打音検査及び第三者被害予防措置 打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、調査職員と協議するものとする。</p> <p>2) 遠望目視及び非破壊検査 1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィ法）」を採用する場合は、調査職員と協議するものとする。</p> <p>3) 第三者被害予防措置結果の記録 第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。</p> <p>4) その他 予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。</p> <p>(6) 関係機関との協議資料作成 受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1201 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書（案）【第6編 道路編】 新旧対照表

(旧) 平成 24 年度版	(新) 平成 25 年度版	改定理由
<p>第 3 節 成果品</p> <p>第 6903 条 成果品 受注者は、次の各号について成果品を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部提出するものとする。</p> <p>(1) 道路防災カルテ点検 点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p>	<p>第 4 節 成果品</p> <p>第 6904 条 成果品 受注者は、次の各号について成果品を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部提出するものとする。</p> <p>(1) 道路防災カルテ点検 点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p> <p>(2) 橋梁定期点検 定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。</p>	